

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書「3. 業務の内容（1）諸外国における猫の飼養管理状況等についての情報収集」における“現地スタッフ”的解釈について 仕様書では「現地の状況を熟知した現地スタッフ等により調査する」とありますが、ここでいう「現地スタッフ」とは、諸外国に在住し、上記の事情に精通しており、なおかつ日本語でコミュニケーションをとることが可能な人材により調査を行うと解釈しました。 本解釈について齟齬はありませんでしょうか。もしくはそれ以外の場合には、詳細を教えていただけますでしょうか。</p>	<p>「現地スタッフ」についてはご理解の通りです。「現地スタッフ等」の「等」はそれに準ずる者ですので、必ずしも在住している必要はありません。</p>